

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収業務委託仕様書

1 業務の名称

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収業務

2 業務の目的

市が実施する犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収に係る業務を動物病院で実施することにより、市民サービスの充実並びに狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び注射済票交付の推進を図ることを目的とする。

3 定義

(1) 登録

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」）第 4 条第 1 項により定められている飼い犬の登録をいい、同項により犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に登録を申請しなければならない。また、登録が済んでいる飼い犬のことを「登録犬」、法により登録の対象となっているにもかかわらず登録がなされていない犬を「未登録犬」という。

なお、神戸市手数料条例（平成 12 年 3 月神戸市条例第 77 号。以下「手数料条例」）第 2 条第 39 号により、市は犬の登録 1 頭につき 3,000 円の手数料を徴収する。

(2) 犬の登録等申請書

狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「施行規則」）第 3 条により規定されたもので、神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和 34 年 7 月神戸市規則第 35 号。以下「細則」）第 2 条により様式第 1 号として様式が定められたものをいい、登録の申請をしようとするものは、この申請書を提出しなければならない。

(3) 鑑札

法第 4 条第 2 項により規定されたもので、細則第 2 条の 2 により様式第 1 号の 2 として様式が定められたものをいう。また、法第 4 条第 3 項により、犬の所有者には鑑札を飼い犬に装着することが義務付けられている。

(4) 注射済票

法第 5 条第 2 項により規定されたもので、細則第 5 条の 2 により様式第 3 号の 2 として様式が定められたものをいう。また、法第 5 条第 3 項により、犬の所有者には注射済票を飼い犬に装着することが義務付けられている。

なお、手数料条例第 2 条第 40 号により、市は狂犬病の予防注射に係る注射済票の交付 1 件につき 550 円の手数料を徴収する。

(5) 門標シール

兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号、以下「県条例」）第33条第1項で規定する飼い犬を飼養又は保管している旨の標識を指し、兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成5年兵庫県規則第37号、以下「県規則」）第25条により様式第16号として様式が定められたものをいう。

(6) 鑑札等

鑑札、注射済票及び門標シールをいう。

(7) 動物病院

獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する「診療施設」を指し、同法第3条に基づく「飼育動物診療施設開設届」が届出されている施設をいう。

4 履行場所

受託者があらかじめ申し出た動物病院

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約締結日が令和8年4月2日以降である場合にあっては、当該期間の始期は、契約締結日からとする）

6 受託者の責務

- (1) 市が指定する方法で、犬の登録等申請書、鑑札等、その他市の指定する物品（以下「配布物」）を受け取り、内容を確認すること。
- (2) 配布物が不足する見込みがある場合は、事前連絡のうえ、市が指定する方法で追加の配布物を受け取ることで、委託契約期間中に市民に鑑札等が交付できないような事態が起こらないようにすること。
- (3) 市があらかじめ預託する配布物等を紛失しないよう適切に管理すること。
- (4) 委託契約期間終了後、速やかに未交付の配布物を市へ返還すること。
- (5) 指定公金事務取扱者として指定を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出ること。

7 業務の内容

- (1) 登録申請の受付及び鑑札の交付
- (2) 登録手数料の徴収及び市指定金融機関等への払込み
- (3) 注射済票の交付
- (4) 注射済票交付手数料の徴収及び市指定金融機関等への払込み
- (5) 交付集計報告書の提出（月1回）
- (6) 年間実績報告書の提出（委託契約期間終了時）
- (7) 市の指定する物品の配布

8 鑑札等の交付対象

履行場所において狂犬病の予防注射を受ける犬のうち、神戸市内に所在地を有する犬の所有者又は所有者以外の犬を管理する者（以下「管理者」）に対し、次のとおり交付すること。

- (1) 予防注射を受ける犬が未登録犬の場合、登録申請を受け付け、鑑札、門標シール及び注射済票を交付すること。
- (2) 予防注射を受ける犬が登録犬の場合、注射済票を交付すること。

9 登録申請の受付及び鑑札の交付

- (1) 登録申請の受付は、市があらかじめ配布する犬の登録等申請書により行うこと。
- (2) 鑑札は、市があらかじめ預託しているものの中から番号の小さい順に交付し、犬の登録等申請書に交付した番号を記入すること。
- (3) 交付後、速やかに神戸市スマート申請システム（以下「e-KOBE」）を用いて、交付相手先情報を市健康局環境衛生課あて報告する。
- (4) 委託契約期間終了後、速やかに犬の登録等申請書の原本を市健康局環境衛生課あて提出する。
- (5) 登録申請の受付にあたっては、飼い犬登録の有無を、以下の方法により十分に確認すること。
 - ア 自治体から送付された書類がある場合、その書類に記載された登録番号を確認する。
 - イ 犬に装着されている鑑札の番号を確認する。
 - ウ 他自治体での登録や前所有者による登録の有無を聞き取ることにより確認する。
 - エ ア～ウの方法によっても、登録を受けているか否か定かでない場合は、登録申請を受付及び鑑札の交付を行わないこと。鑑札交付後に、既に登録済みであることが判明した際には、受託者の責任において、速やかに交付した鑑札を犬の所有者から返還させること。

10 注射済票の交付

- (1) 注射済票は、市があらかじめ預託しているものの中から番号の小さい順に交付し、注射済証に交付した番号を記入すること。
- (2) 交付後、速やかに e-KOBE を用いて、交付相手先情報を市健康局環境衛生課あて報告する。
- (3) 注射済票の交付にあたっては、同年度の注射済票の交付を受けていないことを、十分に確認すること。注射済票交付後に、既に交付済みであることが判明した際には、受託者の責任において、速やかに交付した注射済票を犬の所有者又は管理者から返還させること。

11 手数料の徴収これに係る事務処理方法

- (1) 9～10 を実施した場合に、手数料条例に定める以下の手数料を、現金で徴収する。
 - ア 登録申請の受付及び鑑札の交付 1 件につき、犬の登録申請手数料として 3,000 円
 - イ 注射済票の交付 1 件につき、注射済票交付手数料として 550 円
- (2) 領収書を交付する場合は、受託者名の領収書を交付する。
- (3) 徴収した手数料を払い込むまでの間、金融機関の専用口座（無利息の普通預金口座（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金とする）等で保管する。

12 徴収した手数料の払込み方法及び報告

- (1) 1ヶ月ごとに、犬の鑑札等交付集計報告書（様式第1号）を提出し、徴収した手数料の総計を翌月10日までに市健康局環境衛生課に報告する。
- (2) 前項の報告を受けて市が発行する納入通知書にて、徴収した手数料を翌月末までに市指定金融機関等で払い込む。
- (3) 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

13 委託料及び業務量の上限

- (1) 単価（金額には、消費税等を含む）
 - ア 登録申請及び鑑札交付及び手数料徴収 1件につき121円
 - イ 注射済票交付及び手数料徴収 1件につき121円
- (2) 業務量の上限
受託者全体の業務量の上限は以下のとおりである。
 - ア 登録申請及び鑑札交付及び手数料徴収：2,000件
 - イ 注射済票交付及び手数料徴収：15,000件

(2) 支払い

受託者は委託契約期間終了後、速やかに年間実績報告書（様式第2号）を提出し、委託料請求書（様式第3号）により請求すること。この請求に基づき、市が委託料を支払う。

14 その他

(1) 契約解除

市は、契約者が神戸市契約約款第26条各号に該当する場合、何ら催告なしに本委託契約を解除することができる。なお、契約者は解除の通知を受けた場合、鑑札等その他本委託契約に基づいて市から受領している物品を、速やかに市に返還しなければならない。

(2) 留意事項

- ア 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。
なお、これらの内容については、以下の本市ホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- イ 当該委託契約は、地方自治法に基づく指定公金事務取扱者制度に基づくものであることに留意し、関係法令を遵守して実施すること。
- ウ 契約締結後、速やかに「委託業務に係る管理体制等届出書（別添1）」及び「情報セキュリティ対策の実施状況報告書（別添2）」を提出すること。
- エ 市の書面による事前の承諾なくして、受託者は本業務を第三者へ再委託してはならない。
- オ 市は、本契約中で市が行うこととなっている業務の一部について、第三者に委託する場合がある。
- カ 事故発生時は、速やかに市へ報告すること。

キ 狂犬病の発生等を防止するため、生涯一回の犬の登録及び毎年
の狂犬病予防注射済票の交付を受けること、交付を受けた鑑札と注射済票を飼
い犬に装着することが、狂犬病予防法に定められた犬の所有者の義務であ
り、違反者には罰則が規定されていること等を鑑み、受託者は、飼い主
に対しそれらを勧奨するよう努めること。

(3) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者
とが協議して定めるものとする。

年 月 日

神戸市長 へ

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務受託者

動物病院所在地

動物病院名

犬の鑑札等交付集計報告書

____年 ____月において、下記のとおり犬の鑑札等を交付しましたので報告いたします。

記

1 手数料

	円
--	---

内訳

交付物	単価	交付枚数	手数料小計
犬の鑑札	3,000 円/枚	枚	円
狂犬病予防注射済票	550 円/枚	枚	円

2 交付先

別途「神戸市スマート申請システム (e-KOBE)」で報告したとおり

年 月 日

神戸市長あて

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収業務受託者

住所.....

氏名.....

年間実績報告書

「令和 年度犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収事務委託業務」の実施にあたり、委託期間内に交付した鑑札等の枚数及び委託料等について、下記のとおり報告いたします。

記

1 委託料の総額

	円
--	---

2 交付した鑑札等の枚数

交付物	単価	交付枚数	委託料小計
犬の鑑札	121 円/枚	枚	円
狂犬病予防注射済票	121 円/枚	枚	円

年 月 日

神戸市長あて

犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収業務受託者

住所.....

氏名.....

委託料請求書

「令和 年度犬の鑑札及び注射済票交付並びに手数料徴収委託業務」に係る委託料を、次のとおり請求します。

記

1 委託料

	円
--	---

2 委託料の内訳

交付物	単価	交付枚数	委託料小計
犬の鑑札	121 円/枚	枚	円
狂犬病予防注射済票	121 円/枚	枚	円

関係法令（抜粋）

○狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）

（登録）

第 4 条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日)から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

（予防注射）

第 5 条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

○神戸市手数料条例（平成 12 年 3 月神戸市条例第 77 号）

（手数料）

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(39) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録 1 頭につき
3,000 円

(40) 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく狂犬病の予防注射に係る注射済票の交付 1 件につき
550 円

○狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）

（登録の申請）

第 3 条 法第 4 条第 1 項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二 犬の所在地

三 犬の種類

四 犬の生年月日

五 犬の毛色

六 犬の性別

七 犬の名

八 前五号のほか犬の特徴となるべき事項

○神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和 34 年 7 月神戸市規則第 35 号）

（登録の申請書）

第 2 条 施行規則第 3 条の申請書は、様式第 1 号による犬の登録等申請書とし、犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

（市長が別に定める鑑札の様式）

第2条の2 施行規則第5条第1項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、様式第1号の2とする。

第3条

(予防注射の報告)

第5条 法第5条第1項に規定する予防注射を行った獣医師は、様式第3号による予防注射実施報告書を翌月10日までに犬の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(市長が別に定める注射済票の様式)

第5条の2 施行規則第12条第3項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、様式第3号の2とする。

様式第1号

様式第1号(第2条、第3条、第6条、第9条関係)

年度	鑑札・注票	第	号
犬の登録等申請書			
年 月 日			
神戸市保健所長 宛			
所有者 氏 名 (法人にあつては、その名称)			
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
犬の所在地	神戸市 区		
犬の種類		犬の生年月日	
犬の毛色		犬の性別	おす・めす
犬の名		その他犬の特徴 となるべき事項	
上記の犬について、狂犬病予防法又は狂犬病予防法施行規則の規定により、登録・鑑札の再交付・注射済票の再交付・返還を申請します。 鑑札又は注射済票の再交付の場合にあつては、亡失し、又は棄損した理由			
(注射実施 年 月 日)			
狂犬病予防 注射実施者			
取扱者印			
神戸市 保健所 No.			

(B6)

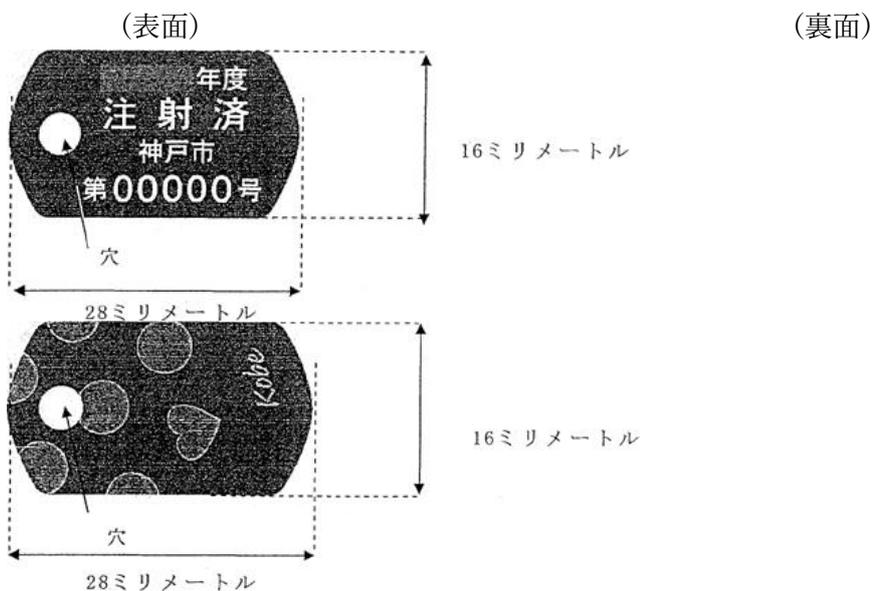
様式第1号の2 (第2条の2関係)



備考

- 1 鑑札の大きさ及び形は、直径 25 ミリメートルの円形とする。
- 2 鑑札の材質は、ステンレス鋼とする。
- 3 鑑札には、首輪、胴輪その他犬が着用するものに付着させることができるようにするため、直径 3 ミリメートルの円形の穴を開けるものとする。
- 4 鑑札の色は、この様式の無色の部分についてはステンレス鋼の地の色とし、有色の部分については青色とする。

様式第3号の2 (第5条の2関係)



備考

- 1 注射済票の材質は、アルミニウムとする。
- 2 注射済票には、首輪、胴輪、鑑札その他犬が着用するものに付着させることができるようにするため、直径 3 ミリメートルの円形の穴を開けるものとする。
- 3 注射済票の背景の色(注射済票の表面の文字の背景の色並びに裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及び Kobe の文字の部分の背景の色をいう。以下この備考において同じ。)は、施行規則第 12 条第 3 項第 4 号の規定に従うものとする。
- 4 注射済票の裏面の円形で囲まれた部分、ハート型で囲まれた部分及び Kobe の文字の部分の色は、次の表の左欄に掲げる注射済票の背景の色の区分に応じ、同表の右欄に定める色とする。

注射済票の背景の色	注射済票の裏面の円形で囲まれた部分等の色
黄色	水色
赤色	だいだい色
青色	桃色

○動物の愛護及び管理に関する条例（平成 5 年兵庫県条例第 8 号）

（標識等の掲示）

第 33 条 飼い犬の所有者等又は法第 26 条第 1 項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、飼い犬又は特定動物を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示しなければならない。

○動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 5 年兵庫県規則第 37 条）

（標識）

第 25 条 条例第 33 条第 1 項の標識の様式は、飼い犬の場合にあつては様式第 16 号のとおりとし、特定動物にあつては様式第 17 号のとおりとする。

○獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「飼育動物」とは、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 1 条の 2 に規定する飼育動物をいう。

2 この法律において「診療施設」とは、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設をいう。

（診療施設の開設の届出）

第 3 条 診療施設を開設した者(以下「開設者」という。)は、その開設の日から 10 日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）

（指定公金事務取扱者）

第 243 条の 2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第 243 条の 2 の 6 までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第 1 項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

- 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。
- 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第243条の2の2 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第243条の2の3 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第243条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の収納の委託)

第243条の2の5 普通地方公共団体の長が第243条の2第1項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

2 指定公金事務取扱者(歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)は、第231条の規定による納入の通知(その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法)に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

○預金保険法

(決済用預金に係る保険料の額)

第 51 条の 2 次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を 12 で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一 その契約又は取引慣行に基づき第 69 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。

二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

三 利息が付されていないものであること。

○地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）

(目的)

第 1 条 この要綱は、行財政局契約監理課において行う経理契約における指名業者の選考を適切にし、もって契約事務の厳正かつ円滑な執行を確保するため、入札参加資格者（注 1）の指名停止（注 2）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第 2 条 行財政局長は、入札参加資格者が別表第 1 及び別表第 2 の各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 行財政局長が指名停止を行ったときは、所属担当者は、行財政局契約監理課において行う経理契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 行財政局長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 行財政局長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。ただし、別表第2第5項に該当する場合は、責を負うものとする。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

3 行財政局長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止期間等)

第4条 指名停止期間は、各措置要件に応じて、別表各項に掲げる日から起算する。

2 入札参加資格者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

3 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の2倍の期間とする。ただし、2年を限度とする。

(1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項、第2項、第3項又は第4項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項、第2項、第3項又は第4項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 別表第2第2項第1号の措置要件に該当する入札参加資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の3第1項の適用があったとき。

4 行財政局長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるときは、請負契約審査会の議を経て、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

5 行財政局長は、別表第2第2項第1号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

6 行財政局長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたときは、請負契約審査会の議を経て、別表各項及び第2項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、2年を限度とする。

7 行財政局長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、請負契約審査会の議を経て2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、2年を限度とする。

8 行財政局長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該入札参加資格者についての指名停止を解除するものとする。

(指名停止の公表)

第5条 第2条第1項及び第3条の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る入札参加資格者の商号又は名称等について公表するものとする。前条第7項の規定により指名停止の期間を変更した場合も同様とする。

2 前条第8項の規定により指名停止を解除したときは直ちに公表を取り下げるものとする。

(指名停止の通知)

第6条 行財政局長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第7項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し書面(電子メール等電磁的方法を含む)により遅滞なく通知するものとする。ただし、行財政局長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 行財政局長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ請負契約審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請の除外要請)

第8条 本市の契約に係る元請業者に対し、指名停止の期間中の入札参加資格者を、当該本市の契約に係る全部又は一部に下請として使用しないよう要請する。

(指名停止を行わない場合の措置)

第9条 行財政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面で警告を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合(注3)は、行財政局長は、請負契約審査会の議を経て措置を決定する。

○神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 暴力団に関係するかどうかの照会及び回答(第4条―第6条)

第3章 除外措置

第1節 経理契約に係る除外措置(第7条―第9条)

第2節 公有財産処分等契約に係る除外措置(第10条―第12条)

第3節 行政財産の使用許可に係る除外措置(第13条―第15条)

第4節 委託契約等に係る除外措置(第16条―第18条)

第5節 指定管理者に係る除外措置(第19条―第21条)

第6節 その他(第22条・第23条)

第4章 除外措置の撤回(第24条・第25条)

第5章 雑則(第26条―第29条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、次に掲げる事務に対して、暴力団及び暴力団員が介入してくるものの排除並びに介入してきた場合の対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 神戸市の契約に係る事務

(2) 神戸市の行政財産の使用許可に係る事務

(3) 神戸市の指定管理者に係る事務

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (4) 経理契約 契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）第2条に規定する経理契約をいう。
- (5) 公有財産処分等契約 神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2。以下「公有財産規則」という。）第5条第1号に掲げる普通財産の売払い、交換渡し、譲与及び貸付に係る契約、同条第2号に掲げる同規則第31条の2第1項の規定による行政財産の貸付契約並びに同条第4号に掲げる地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定契約をいう。
- (6) 行政財産の使用許可 公有財産規則第24条に規定する使用許可をいう。
- (7) 委託契約等 「委託事務の執行の適正化に関する要綱（令和2年4月1日行財政局長決定）」の適用を受ける契約及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣契約（公有財産処分等契約に該当するものを除く。）をいう。
- (8) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (9) 除外措置 本要綱第7条、第10条、第13条、第16条及び第19条に規定する措置をいう。

（暴力団等に係る契約規則第3条第3項に規定する市長が定める資格）

第3条 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「契約規則」という。）第3条第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）に規定する市長が定める資格（第1条に規定する目的に係るものに限る。）は、暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこととする。

2 前項の資格についての詳細は、次条以下に定める。

第2章 暴力団に関係するかどうかの照会及び回答

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 経理契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる申請書を市長に提出した者

(ア) 契約規則第3条の2第1項（同規則第27条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定（以下「一般競争入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請書

(イ) 契約規則第15条において準用する同規則第3条の2第1項（第27条の6において準用する第27条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により提出するものとされている指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定（以下「指名競争入札参加資格に係る認定」という。）に関する申請書

イ 契約規則第3条の2第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による申請を行った承継人

ウ 一般競争入札参加資格に係る認定又は指名競争入札参加資格に係る認定を受けた者（同規則第3条の2第3項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により認定の承継を認められた者を含む。）

エ 契約規則第18条第1項の規定により指名競争入札に係る指名を受けた者

オ 本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していないときにあつては、当該入札に係る落札候補者及び落札者

カ 本市が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方

キ アからカまでに掲げるもののほか、次に掲げる者

(ア) 本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(イ) 本市が締結した契約についての履行補助者その他の関係者

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

ア 公有財産規則第26条に規定する使用許可申請書を部局の長に提出した者

イ 部局の長が行政財産の使用許可を決定した場合にあつては、当該使用許可に係る使用者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者

(ア) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(イ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 委託契約等に関連して次に掲げる者

ア 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

イ 本市が契約を締結した場合にあつては、当該契約の相手方

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本市が締結した契約についての再委託等を受けた者その他の関係者

(5) 指定管理者に関連して次に掲げる者

ア 指定管理者になることを希望する旨の書面を市長に提出した者

イ 指定管理者の指定を受ける予定となっている者又は候補となっている者

ウ 指定管理者を指定した場合にあつては、当該指定管理者

エ アからウまでに掲げるもののほか、指定管理者から当該公の施設の管理業務に関して再委託等を受けた者その他の関係者

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあつては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあつては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
 - ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（暴力団等に関する旨の回答又は通知を受けた場合）

第6条 市長は、第4条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について前条各号に定める事項のいずれかに該当する内容の回答を本部長から受けた場合には、当該回答の内容が正当でない認められる場合その他特段の事情のある場合を除き、該当するとされる第4条第1項各号に掲げる者（同項第1号キ、第2号エ、第3号ウ、第4号ウ及び第5号エに掲げる者（同項第6号の規定によりこれらの者に準ずる者として市長が認める者を含む。）を除く。）について第3章の除外措置をとるものとする。本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、文書により、前段の内容と同じ内容を通報してきた場合も、同様とする。

第3章 除外措置

第1節 経理契約に係る除外措置

（経理契約に係る除外措置）

- 第7条 市長は、経理契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。
- (1) 第4条第1項第1号アの申請書の提出がなされているがそれに対する認定がなされていない場合 一般競争入札参加資格に係る認定をしない旨の決定又は指名競争入札参加資格に係る認定をしない旨の決定
 - (2) 第4条第1項第1号イの申請がなされているがそれに対する認定がなされていない場合 契約規則第3条の2第3項の規定による承継を認めない旨の決定
 - (3) 第4条第1項第1号ウの認定がなされている場合 次に掲げるいずれかの措置
 - ア 契約規則第3条の2第4項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく一般競争入札参加資格に係る認定又は指名競争入札参加資格に係る認定の取消し
 - イ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）の規定に基づく指名停止措置
 - (4) 指名競争入札に係る指名を受けているがまだ入札が行われていない場合 契約規則第18条第1項の規定により行った指名の取消し
 - (5) 本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）による入札を行った場合であってその入札に係る契約をまだ締結していない場合 当該契約を当該落札候補者又は落札者と締結しない旨の決定
 - (6) 本市が契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合 次に掲げる措置
 - ア 当該契約の解除
 - イ 違約金の請求

(契約の解除)

第8条 前条第6号の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に、行うものとする。

- (1) 契約の相手方が第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除できること。
 - (2) 契約の相手方は、第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本市が契約を解除するかどうかを問わず、契約代金の10分の1から10分の3までの範囲内で契約書に定められた割合に相当する金額の違約金を、本市が指定した期日までに本市に支払わなければならないこと。
- 2 市長は、契約の解除に伴う社会的価値の損失の防止を図る必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、当該契約の条項に前項各号に掲げる事項が規定されているときであっても、前条第6号アの措置をとらないものとすることができる。

(除外措置を行った場合の通知及び公表)

第9条 市長は、第7条の措置を行ったときは、その対象となる者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

2 市長は、第7条の措置を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 除外措置の対象となる者の氏名又は商号及び住所（法人等にあつては、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地）
- (2) 除外措置の対象となる者が該当する第5条各号の事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

第2節 公有財産処分等契約に係る除外措置

(公有財産処分等契約に係る除外措置)

第10条 市長は、公有財産処分等契約について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第4条第1項第2号ア又はイに掲げる者との間で契約がまだ締結されていない場合 これらの者との間で契約の締結を行わない旨の決定
- (2) 契約が締結されている場合 次に掲げる措置
 - ア 当該契約の解除
 - イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用等)

第11条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第12条 第9条第1項の規定は、第10条の措置を行ったときについて準用する。

第3節 行政財産の使用許可に係る除外措置

(行政財産の使用許可に係る除外措置)

第13条 市長は、行政財産の使用許可について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

- (1) 第4条第1項第3号アの使用許可申請書が提出されているがまだ行政財産の使用許可がなされていない場合 行政財産の使用の許可をしない旨の決定
- (2) 行政財産の使用許可がなされている場合 地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し

(使用許可の取消し)

第14条 前条第2号の措置は、行政財産の使用許可に係る許可の条件に、許可を受けた者が第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には許可を取り消すことができる旨が記載されている場合、行うものとする。

2 第8条第2項の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第15条 第9条第1項の規定は、第13条の措置を行ったときについて準用する。

第4節 委託契約等に係る除外措置

(委託契約等に係る除外措置)

第16条 市長は、委託契約等について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 第4条第1項第4号アに掲げる者との間で契約が締結されていない場合 次に掲げる措置 その者との間で当該契約の締結を行わない旨の決定(ただし、第22条第1項ただし書の規定を準用する。)

(2) 委託契約等が締結されている場合 次に掲げる措置

ア 当該契約の解除

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用等)

第17条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第18条 第9条第1項の規定は、第16条の措置を行ったときについて準用する。

第5節 指定管理者に係る除外措置

(指定管理者に係る除外措置)

第19条 市長は、指定管理者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を必要に応じてとるものとする。

(1) 指定管理者の指定を行っていない場合 措置の対象者について指定管理者の指定を行わない旨の決定

(2) 指定管理者の指定を行っている場合 次に掲げる措置

ア 指定管理者の指定の取消し

イ 違約金の請求

(契約の解除に係る規定の準用)

第20条 第8条の規定は、前条第2号の措置について準用する。

(除外措置を行った場合の通知に係る規定の準用)

第21条 第9条第1項の規定は、第19条の措置を行ったときについて準用する。

第6節 その他

(除外措置を受けた者の取扱い)

第22条 第7条から前条までに定めるもののほか、本市は、除外措置を受けた者との間におけるすべての契約、行政財産の使用許可、指定管理者の指定について、第1条の目的に沿った取扱いがなされるよう、十分な配慮を払わなければならない。ただし、当該除外措置を受けた者の土地につき用地買収(土地区画整理法による土地区画整理事業その他の公共的な事業の用に供するため本市が土地を買い取ることをいう。)を行う必要がある場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 次に掲げる場合において、当該下請負人又は受託者が除外措置を受けた者であり、かつ、必要があると認めるときは、本市は、次の各号に規定する承諾を行わないものとする。下請負人（当該下請負人のさらに下請負人となった者その他の第2次下請段階以降の下請負人を含む。）がさらに第三者の下請負人と下請契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合及び受託者（当該受託者からさらに委託を受けた者その他の第2次委託段階以降の受託者を含む。）がさらに第三者の受託者と委託契約を締結し本市との契約の内容の一部を履行する場合も、同様とする。

(1) 本市が締結している契約の相手方が元請負人となり第三者である下請負人に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。

(2) 本市が締結している契約の相手方が委託者となり第三者である受託者に本市との契約の内容の一部を履行させる場合において、本市の承諾を要するとき。

3 前項の規定については、指定管理者について準用する。

（共同企業体の取扱い）

第23条 共同企業体の構成員に除外措置を受けた者がいる場合においては、当該共同企業体について、同様の措置を行うものとする。

第4章 除外措置の撤回

（除外措置の撤回）

第24条 除外措置（第7条第3号イに掲げるものに限る。）の撤回は、除外措置の対象者からの申立て又は第6条第1項後段に規定する通報に基づいて行うものとする。

2 市長は、前項の申立てを行う者に対して、第5条各号に規定する事項のいずれにも該当しない旨の誓約書を提出するように要請するものとする。この場合においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条の規定の趣旨を尊重しなければならない。

3 市長は、第1項の申立てがあった場合において、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、除外措置を撤回しなければならない。

(1) 除外措置を行った日から、次に掲げる除外措置の理由の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を経過していること。

ア 第5条第1号に該当すること。 24月

イ 第5条第2号に該当すること。 24月

ウ 第5条第3号に該当すること。 24月

エ 第5条第4号に該当すること。 24月

オ 第5条第5号に該当すること。 12月

カ 第5条第6号に該当すること。 12月

キ 第5条第7号に該当すること。 12月

(2) 第1項の申立ての後に行った第4条第1項の規定に基づく照会の結果（除外措置の撤回が第6条第1項後段に規定する通報に基づいて行われようとしているときにあっては、当該通報の結果）、第1項の申立てを行った者が第5条各号に規定する事項のいずれにも該当しないと認められること。

4 除外措置の撤回の効力は、遡及しないものとする。

（本市の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策）

第25条 市長は、本市の契約の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 市長は、本市の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら下請負人又は受託者が速やかに本市へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。

- 3 市長は、本市の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって本市の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延期その他の措置を講じるものとする。ただし、前2項の規定による本市への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定は、行政財産の使用許可を与えた者及び指定管理者について準用する。

第5章 雑則

(区長等への要請)

第26条 市長は、第6条以下の規定により除外措置を行ったときは、次に掲げる者又は機関に対して、同様の措置をとるよう要請するものとする。ただし、市長の権限で措置をとることができる場合は、このかぎりでない。

- (1) 区長
- (2) 水道事業管理者及び交通事業管理者
- (3) 教育委員会
- (4) 本市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (5) 財政援助団体（その行う業務が本市の施策と極めて密接な関連を有している団体であり、かつ、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体その他本市から継続的に財政援助を行っていると思われる団体であって、特に本市からの指導又は調整を行う必要があると思われるものをいう。）

(関係機関との連絡調整等)

第27条 本市は、この要綱の運用に当たって、警察その他の関係機関との密接な連携を図るものとする。

- 2 第4条第1項の照会に係る事務は、行財政局において行うものとする。
- 3 第4条第1項の照会が必要な場合は、関係部局から行財政局に対して、速やかに照会要求の依頼を行うものとする。
- 4 次に掲げる場合においては、その旨を、行財政局から各所属に対して、速やかに周知しなければならない。
 - (1) 第4条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者について第5条各号に定める事項のいずれかに該当する旨の回答を本部長から受けた場合
 - (2) 本部長が第4条第1項の合意書「1 照会、回答及び通報」の第3号の規定により、文書により、前号の回答と同じ内容を通報してきた場合
- 5 各所属の主管課長は、各所属での契約に際して次に掲げる対応を行わなければならない。
 - (1) 前項の規定により行財政局が周知した事項について調査、確認及びその対応状況（除外措置の内容）等についての、行財政局への速やかな報告
 - (2) 各所属での契約に際し、行財政局から周知した除外措置対象者でないことの確認
- 6 関係部局においては、第4項の規定により行財政局が周知した事項について所属職員が円滑に確認することのできる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項に関して第22条第1項本文に規定する取扱いが適切になされるよう、最大限の注意を払わなければならない。

(契約規則等の規定の優先)

第28条 前条までに定めるもののほか、この要綱の規定が契約規則その他の法令又は締結した契約の規定（以下「契約規則等の規定」という。）に抵触する場合には、契約規則等の規定が優先する。

(施行細目の委任)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。